

引上げ分の消費税収と地方の財源不足について

○ 「社会保障の充実と安定化」の地方分について(一定の仮定の下での試算)

		(5%引上げ時(平年度))	
		国・地方	うち地方分
引上げ分の消費税収	①	13.5兆円程度(5%)	4.2兆円程度(1.54%)
社会保障の充実	②	2.7兆円程度	0.85兆円程度
社会保障の安定化	③=①-②	10.8兆円程度	3.3兆円程度
年金国庫負担2分の1等	④	2.9兆円程度	—
消費税引上げに伴う社会保障支出の増	⑤	0.8兆円程度	0.1兆円程度
後代への負担のつけ回しの軽減	⑥=③-④-⑤	7.0兆円程度	3.2兆円程度

※一体改革・広報に関する基本方針(平成24年1月20日社会保障・税一体改革関係5大臣会合)及び大串内閣府大臣政務官答弁(平成24年3月7日衆議院財務金融委員会)をもとに作成

○ 平成24年度の地方の財源不足額は13.7兆円

地方分の消費税収の増による影響（イメージ）

- 地方の財源不足については、国と地方が折半して補填することを基本として、国は一般会計からの臨時財政対策特例加算、地方は特例債である臨時財政対策債の発行により対応している。
- 引上げ分の消費税収の地方分(1.54%)のうち、今後の社会保障の充実等による影響分を除いた交付団体分の増収分だけ、地方の財源不足額が抑制される。

